

風水害への備え

家庭でも確認を

夏の終わりから秋にかけては、台風が多発する時期です。テレビやインターネットなどの気象情報に注意し、家庭での備えを進めましょう。

家庭での風水害に対する備え

- 普段から雨どいや側溝を清掃し詰まらないようにする
- 屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する
- 停電・断水などのライフライン



の寸断や避難に備えて、水・食料・常備薬(各3日分)、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品などの非常持ち出し品を準備する

○ 地域の避難所や、一時的に利用できる近くの集会所までの経路を確認しておく

○ 浸水が多い場所では土のう、地盤の弱い斜面にはブルーシートなどを用意しておき、風雨が強まる前に設置する

○ 植木鉢や物干し竿など風に飛ばされやすい物は屋内に片づけ、テレビアンテナやプロパンガスは固定する

警戒レベルに基づいて避難行動を

水害・土砂災害時に住民が適切な行動を取れるよう、防災情報を5段階の警戒レベルで発令します。警戒レベル3以上が発令されたら避難行動を開始しましょう。

○ 警戒レベル3：危険な場所にいる人は避難準備を行い、高齢者

や障がいのある人などの避難に時間がかかる人は避難を開始する

○ 警戒レベル4：危険な場所にいる人全員が、速やかに安全な場所に避難する

○ 警戒レベル5：すでに市内で洪水などの災害が発生しているため、命を守る最善の行動を取る

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

令和元年災害のり災証明書

10月26日までに申請を

市では、令和元年房総半島台風・東日本台風、令和元年10月25日の大雨で受けた被害に対するり災証明書の新規発行を令和2年10月26日(月)まで受け付けています。まだ申請していない人は、必要な支援などが受けられなくなる場合がありますので、早めに手続きしてください。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、期間経過後も受け付けます。り災証明書の新発行・り災届出証明書の新

規発行は引き続き受け付けます。

り災証明書とは

災害によって住宅への被害を受けたときに、市が被害の程度を証明するものです。公的支援などの手続きに使用することができます。証明書を発行する際、市職員が住宅被害認定調査を行い、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊(準半壊)、一部損壊(10パーセント未満)の区分で被害程度を判定します。即日交付はできませんので注意してください。

申請方法

市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page071200.html>)にある申請書と次の必要書類を直接または郵送で危機管理課(市役所4階 〒286-8585 花崎町760)へ。郵送で申請する場合は説明事項があるため、事前に電話で同課(☎20・1523)へ連絡してください

必要書類

- 被害の状況が分かる写真
- 印鑑
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)
- 申請者の現住所と被災地が違う



令和元年房総半島台風による倒木

場合、その関係が分かる物

○ 委任状(代理申請の場合)

※くわしくは危機管理課へ。

消費者ホットライン1888

困ったときの相談窓口

消費者ホットライン1888では、消費者トラブルで困っている人へ消費生活センターなどの相談窓口を案内しています。「悪質商法による被害に遭った」「製品品を使ってけがをしてしまった」など困っていることがあれば、一人で悩まずに1888番へ相談してください。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

市長日誌

7月16日(木)～31日(金)

16日	庁議 新型コロナウイルス感染症警戒本部会議
17日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(20・21・22・27日)
20日	農業委員会委員辞令交付式・総会
22日	台湾・桃園市救済物資譲渡式
27日	環境審議会
28日	大栄B&G海洋センター修繕助成決定書授与式 災害時における支援協力に関する協定書手交式(成田市・千葉県行政書士会)
29日	臨時庁議



行政書士会と協定を交わす(28日)

夕焼け小焼けの放送

9月から午後5時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻は、9月1日(火)から午後5時(8月31日)までは午後6時)に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

違法駐車

緊急車両の障害になります

駅周辺や住宅街などで違法駐車が行われ、取り締まりを求める要請や苦情が後を絶ちません。



違法駐車は緊急車両の通行の妨げになります。特に消火栓・曲がり角・車庫の出入り口付近などの駐車は絶対にやめましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

個人事業税の納付

8月31日まで

個人事業税の第1期分の納期限

は、8月31日(月)です。金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。納付には便利な口座振替をお勧めします。

また、納期限内であれば千葉県税クレジットカードお支払いサイト(<https://koukin.f-regi.com/fc/chiba.prd/>)で納付できますので利用してください。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1114)へ。

井戸水などの水質検査

申し込み

食品衛生協会へ

食品衛生協会では、井戸水の水質検査の予約を次の通り受け付けています。

採水専用容器は受付時に貸し出します。

受付日時 11月～金曜日(祝日を除

く)午前9時～午後4時30分
受付場所 印旛保健所管内食品衛生協会(佐倉市)

検査方法 水曜日(祝日の場合は木曜日)の午前9時30分～11時に、当日採取した水を提出

料金 会員(成田・成田東部・大栄・下総食品衛生組合加入者)7,700円、一般9,900円

※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会(☎043・483・1179)へ。

有害鳥獣の捕獲

市街地を除く全域で実施

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行っています。安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

鳥類

実施日

○成田地区：8月30日(日)、9月6日(日)・13日(日)・20日(日)
○下総・大栄地区：9月6日(日)・13日(日)・20日(日)・27日(日)

実施時間 午前6時～正午

実施方法 銃器による捕獲

獣類

実施期間 3月31日まで

実施方法 箱わな・くくりわなによる捕獲

※天候などにより、日程を変更する場合があります。くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

夜間の外出

懐中電灯や反射材を

夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数が増加しています。散歩やジョギングなどで外出するときは、懐中電灯を携帯したり、光を反射するテープ・たすきを身に着けたりするなどの安全対策をして、交通事故から身を守りましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

今月の納期限

8月31日(月)

- ①市・県民税(第2期)
- ②国民健康保険税(第2期)
- ③後期高齢者医療保険料(第2期)
- ④介護保険料(第2期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

蚊やダニが媒介する感染症

日頃から対策を

近年、ジカ熱・デング熱・ダニ媒介脳炎などの、蚊やダニが媒介する感染症が発生しています。

夏は蚊やダニの活動が活発になるため、次のような対策を行いましよう。

屋外で活動するときは

○長袖シャツ、長スボンなどを着用する

○虫よけ剤を小まめに使用する

蚊の発生を抑えるには

○植木鉢、プランターの受け皿、プラスチック容器などを片付ける

ダニにかまれたときは

○無理に引き抜こうとせず、皮膚科などの医療機関で処置してもらう

○数週間程度は体調の変化に注意



し、発熱などの症状が出た場合は医療機関を受診する

※くわしくは健康増進課(☎27・1111)へ。

中小企業退職金共済制度

掛け金を助成します

中小企業退職金共済制度は、事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛け金の一部を国と市が助成しています(一部対象外あり)。

制度の特色

○パートタイムや家族従業員も加入できる

○掛け金は非課税で、手数料不要

○社外積み立て型で管理が簡単

○ほかの退職金・企業年金制度などとの資産移換ができる

掛け金の種類Ⅱ月額5,000円～3万円の16種類(パートタイムなどは2,000円・4,000円の特例掛け金で加入できます)

加入方法Ⅱ金融機関などにある申込書を金融機関または委託事業主団体などに提出

市の補助額Ⅱ共済制度に加入した月から12カ月は掛け金の20パー

セント、13～60カ月は掛け金の10パーセントで、一人当たり年額1万2,000円が上限

※くわしくは、制度については勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(☎03・6907・1234)、市の助成については商工課(☎20・1622)へ。

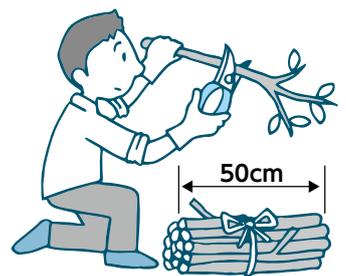
草・木の枝の処分

集積所へ出す前に適切な処理を

草刈りなどで生じた草は、土をよく落とし、乾燥させてから可燃ごみ青色の指定袋として集積所に出してください。

樹木の伐採などで生じた木の枝は、葉を落とし、直径5センチメートル・長さ50センチメートル未満に切り、直径30センチメートル未満に束ねて、袋に入れずに集積所に出してください(一世帯当たり4束まで)。束にできない小枝は、青色の指定袋に入れて出してください。

また、草や木の枝を大量に処分するときは市の処理施設に直接搬入することもできます。搬入の際は分別が必要になりますので、事



前に成田富里いずみ清掃工場へ相談してください。

※くわしくは成田富里いずみ清掃工場(☎36・1686)へ。

空き家バンク

物件を有効活用しませんか

市では、空き家(戸建て)の所有者と利用希望者をつなぐ空き家バンクを開設しています。

空き家バンクは、物件情報を市に登録することで空き家バンクホームページ(http://www.akiya-navi.com/unari_akiya_ban)などに公開され、利用希望者を募ることができる制度です。契約手続きは、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
 - 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
 - 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
 - なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
- 右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス